

千葉県公告第 84 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告します。

令和 2 年 2 月 6 日

千葉市長 熊谷 俊人

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 ハーバーシティ蘇我  
所在地 G1 街区 千葉市中央区川崎町 55-3  
G2 街区 千葉市中央区川崎町 55-7  
S1 街区 千葉市中央区川崎町 51-1

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名 称 株式会社イトーヨーカ堂  
代表者名 代表取締役 三枝 富博  
住 所 東京都千代田区二番町 8 番地 8  
名 称 株式会社島忠  
代表者名 代表取締役 岡野 恭明  
住 所 さいたま市中央区上落合八丁目 3 番 3 2 号  
名 称 株式会社ネクサス  
代表者名 代表取締役 小林 一夫  
住 所 東京都千代田区神田三崎町二丁目 1 2 番 6 号

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 名 称 株式会社島忠  
代表者名 代表取締役 岡野 恭明  
住 所 さいたま市西区三橋五丁目 1 5 5 5 番地  
名 称 株式会社ネクサス  
代表者名 代表取締役 幸前 明良  
住 所 東京都千代田区三崎町二丁目 1 2 番 6 号  
(変更後) 名 称 株式会社島忠  
代表者名 代表取締役 岡野 恭明  
住 所 さいたま市中央区上落合八丁目 3 番 3 2 号  
名 称 株式会社ネクサス  
代表者名 代表取締役 小林 一夫  
住 所 東京都千代田区神田三崎町二丁目 1 2 番 6 号

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前) 別紙 小売業者一覧 変更前 のとおり  
(変更後) 別紙 小売業者一覧 変更後 のとおり

4 変更の年月日

- (1) 令和元年7月22日 ほか  
(2) 令和元年7月5日 ほか

5 変更の理由

設置者および小売業者の代表者および住所が変更したため

6 届出の年月日

令和2年1月21日

7 縦覧場所

千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市経済農政局経済部産業支援課

8 縦覧期間及び時間

(1) 縦覧期間

令和2年2月6日から令和2年6月8日まで（土曜日・日曜日・国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）

(2) 時間

午前9時から午後5時15分まで